

10 む す び

本市の水道事業会計に関する財政状況については、おおむね次の(1)及び(2)のとおりと分析される。

(1) 損益勘定

当年度の損益の状況を見ると、平成16年度から減少が続いていた純利益は、前年度決算で増加に転じたものの、当年度においては、前年度に比較して19,251,438円（70.5%）もの大幅な減となった（P5）。これは、水道事業における、浄水場一元化に伴う切り替え作業により発生した濁りの影響で、収益の根幹をなす給水収益が大幅に減少した（P6）ことと、これへの対応のため経費がかかり増しになったことが大きな要因となっている。

また、給水収益の減少には、給水人口の減や節水意識の向上といった要因もあり、今後も大幅な増収は見込めない状況にあると思われる。費用については、利率の高い企業債を繰上償還したことで、後年度の利息負担が軽減されたが、拡張事業や浄水場一元化事業等の実施に伴う減価償却費が今後増加していくことを考えると、全体として増加していく傾向にあると見込まれる。

水道事業会計においては、業務委託の推進による業務の効率化、人件費の節減など、財政健全化に対する努力がなされてきたが、前述のように将来的には大幅な増収・増益が見込めない状況にあることから、これまでも、厳しい財政状況が続くものと推測してきた。当年度において発生した濁りは、当年度の損益勘定に大きな影響を与えたとともに、将来の財政状況にも影響を与えたと考えている。

(2) 貸借対照表勘定

一方、貸借対照表勘定を見ると、大規模な建設改良事業が減少したことから、これに伴う資金の流入・流出の規模が小さくなり、流動資産、流動負債の額は共に大幅に減少した（P12）が、実質的な資金繰りの状況は、流動比率が431.8%と前年度に比較して163.6ポイントの向上となり、資金的には安定していると言える。

また、資産の源泉となる資本の状況を見ると、前年度まで増加が続いていた借入資本金は企業債の借入額の減少もあり、前年度に比較して減となっているものの、資本剰余金、繰入資本金を含めた外部からの資金が、依然として資本の大部分を占めている（P16）。

(3) 個別留意事項

以上のような財政状況を踏まえ、特に次の事項について留意されたい。

① 企業債について

これまで進めてきた建設改良事業の結果、企業債の当年度末残高は給水収益の10倍を超えるものとなっており、今後、その償還の負担が重くなっていくものと見込まれている（P17）。水道事業において企業債は、資本金（借入資本金）に整理することとされているが、本質的には負債であることに代わりがなく、特に1年以内に償還を行う元金分は流動負債と同等であることから、資金繰りも念頭に置き対応することが必要である。

また、前年度に引き続き、繰上償還を行ったことにより後年度の利息負担が軽減されたことは、今後予想される厳しい財政状況からすると明るい材料の一つと言えるが、借換債を活用したことで、元金の償還は依然として残っていくことから、元金償還に対する財政負担等も十分検討の上、対応を望むものである。

② 一般会計からの繰り入れについて

当年度の一般会計からの繰り入れは、浄水場整備事業や北東部地区配水管布設事業に係る一般会計出資金が減となったため、前年度に比較すると大幅に減少したが、従前からの協定による繰り入れは今後も継続される。一般会計からの繰り入れは水道事業の財政運営にとって大きな効果がある反面、一般会計にとっては負担を強いられるものであり、市全体の財政運営にも影響を与えるものである（P7）。

前述のとおり、将来的に大きな増収・増益が見込まれない中、平成23年度には鶴形簡易水道事業においても起債の元金償還が始まり、厳しい財政状況が予想されるが、独立採算の原則はもとより、市全体の財政状況も踏まえ、その必要性について十分に考慮されたい。

③ 有収率の向上について

水道事業の有収率は、ここ数年微増傾向にあったが、当年度では2.0ポイントの低下となるなど、浄水場一元化に伴う切り替え作業により生じた濁りによる影響が現れた。

また、鶴形簡易水道事業の有収率は、前年度を大幅に上回り、当年度では水道事業を大きく超える有収率となった。（P4）。

有収率の向上は、損益の改善に直結するものであるため、更に有効な対策を望むものであるが、特に浄水場一元化への切り替え作業にあたっては、管洗浄等についても効率的な計画をもって実施されたい。

④給水収益の収入率と不納欠損処分について

当年度の給水収益の収入率は、現年度分、滞納繰越分ともに、前年度を上回る状況となっている（P18）。徴収事務については、今後も業務委託先と十分に連携し、新たな未収金の発生の防止に努め、負担の公平性を欠くことのないよう、引き続き未収金の的確な徴収に努められたい。

不納欠損処分した件数、金額は、ともに前年度を下回ったが（P19）、不納欠損の多くが無届転居によるものであることから、使用申し込みの際の確認をはじめ、できる限りの状況の把握に努められたい。

⑤資金運用について

現金預金の残高は日々変動するものではあるが、水道事業会計においては、ある程度の残高が継続する期間があり、定期預金等による資金運用で預金利息を計上することが可能であると考えられる。

厳しい財政状況が見込まれる中であっては、多少であっても可能な限りの収入を確保することは有益と思われるため、資金計画に基づいた資金運用を実施されたい。

(4) 総 括

当年度においては、浄水場一元化に伴う切り替え作業により、市内一円に水道水の濁りが発生し、懸念したとおり、財政状況にも影響を与える結果となった。平成21年度には管網解析や管内面調査の実施により、原因を特定し、必要な施設改良を進めていく計画とされており、再び市民生活へ多大な影響を与えぬよう、十分な調査分析を望むものであるが、他方、本来予定していなかった臥竜山浄水場に係る経費も考慮し、いつまでも後延ばしにならないよう、早急な対応を併せて望むものである。

また、この濁りによる影響は、水道事業会計のみならず、下水道事業会計や一般会計にも少なからず影響を与えたと思われる。今回は、その影響額が明確に算定できなかったこと等もあり、下水道事業会計への損失補てんは行われていないが、もしこれが行われていたとすれば、当年度の純利益も更に減少していたと思われ、料金改定の時期を早めることにもなりかねないものであったと考える。

水道事業の、安全で安価な水を安定して市民に提供するという目的を実現するためには、健全な財政運営のもとでの、計画的な事業実施が不可欠である。しかしながら、計画的に実施していたとしても、今回の濁りのような不測の事態が生じることは、今後もあり得ないことではないから、これを教訓に、緊急時の体制整備やこれに対応し得る健全財政の確保を念頭においた事業運営を要望するものである。

